【件名】
在留邦人の皆様へ　パスポート（旅券）に関する大切なお知らせ
（３月２７日からオンライン申請開始／手続きが変わりました）

【本文】
令和５年（2023 年）３月 27 日以降、パスポートの発給申請手続きの一部をオンライン化します。
お手持ちのスマートフォンから、オンライン在留届（ORR ネット）への登録情報を利用したオンライン申請を行っていただければ、在外公館に来訪する必要はございませんので、是非ご活用ください。
　なお、パスポートを受け取るためには、引き続き在外公館へ来訪する必要があります。
　また、令和５年（2023 年）３月 27 日以降、今般の法改正に伴い、以下２の申請手続きが変更となりますので、ご注意ください。

1　オンライン申請がスタートします　→パンフレットはこちら／ポスターはこちら
（1）　令和５年（2023 年）３月 27 日から、パスポートの発給申請手続をオンライン化します。（従来通り、窓口申請も並行して受付しております。）
（2）　オンライン申請の場合、
・戸籍謄本提出の省略が認められる切替申請は、申請時に在外公館の窓口へ出向く必要がありません（パスポートの受け取りは、窓口となります。受け取る際は、必ず前回のパスポートをお持ちください）。
・新規申請には、戸籍謄本の提出が必要になります。窓口提出、または、日本国内の書留郵便に準ずる送付方法であれば郵送で提出することもできます。
（3）　国外居住者の皆様は、オンライン在留届（ORR ネット）へ登録した上で、在留邦人用旅券申請スマホアプリを通じてオンライン申請が可能となります。
App Store
https://apps.apple.com/app/パスポート申請-海外在留邦人用/id6443712967
Google Play
https://play.google.com/store/apps/details?id=jp.go.mofa.passport.eap.assistant
オンライン申請は、アプリの画面上の案内にしたがって行うことができます。操作方法等の詳細は外務省ホームページに掲載される予定です。

2　申請手続きが変わりました　→ポスターはこちら
（1）　戸籍謄本のご用意を！
新しくパスポートを申請する場合や、旅券面の記載事項に変更がある場合は、戸籍謄本をご用意ください。戸籍抄本では受付できません。

【注意：有効期間内の切替更新の場合、戸籍謄本の提出は原則不要です】

(2)　査証欄が少なくなったらパスポートの申請を！

パスポートの査証欄（ビザページ）を追加する増補制度が廃止になりました。余白がなくなったら、新たなパスポートを申請してください。

(3)　6か月以内に受け取りを！

新しいパスポートが発行され、6か月以内にお受け取りがない場合、パスポートは失効します。失効後5年以内に次のパスポートを申請する際には、通常より高い手数料となります。

（※令和5年3月27日以降に申請したパスポートが6か月以内に受け取られず失効した場合に適用されます）

(4)　申請書の変更

令和5年（2023年）3月27日から、パスポート発給等のための申請書の様式が変更されます。同日以降、古い様式の申請書は使用できません。

→ご自宅等で印刷可能なダウンロード申請書はこちらから。

→オンライン申請の場合には、申請書の様式変更は関係ありません。